

研究費の不正使用防止に関する基本方針

令和3年12月25日

代表理事（最高管理責任者）決定

一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）は、研究費の運営及び管理を適正に行うために、次のとおり不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、公表する。
2. 研究費の事務処理に関する職務権限やルールを明確化し、抑止機能を備えた環境の整備及び体制の構築を図る。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正使用防止計画を策定し、実施することにより、不正使用の発生を防止する。
4. 適正な予算執行を行い、不正使用につながり得る問題が捉えられるよう、管理を行う。
5. 研究費の使用ルール等が適切に情報共有され理解される体制を構築する。
6. 研究費の不正使用が起きない、起こさない環境づくりを目指し、モニタリングを実施する。